

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時

開催場所

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)

目次

第36回定時株主総会招集ご通知 ……	1
株主総会参考書類 ……	6
事業報告 ……	13
連結計算書類 ……	38
計算書類 ……	40
監査報告 ……	42

議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後6時まで

証券コード 4345
(発送日) 2026年6月 2日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地
株式会社 シーティーエス
代表取締役 横 島 泰 蔵

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.cts-h.co.jp/ir/stock_information/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4345/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シーティーエス」または「コード」に当社証券コード「4345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2026年6月18日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第36期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第15条に基づき議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会のお土産はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ カメラ・スマートフォン・携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

最新日現在のご所有株式数 XX 股
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本 秘/パスワード XXXXX

株式会社シーティーエス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

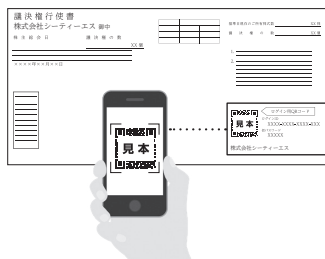
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

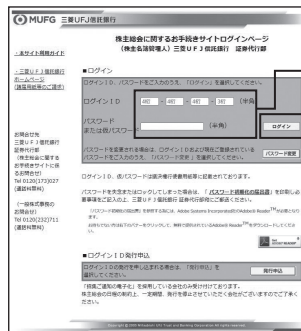
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長の選定に関して、取締役会決議をもって定めることとするものであります。
- ③ 当社は、最適な経営体制の機動的な構築を目的として、役付取締役の選定に関する規定の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、電子計算機、 <u>電子機器および部品</u> 、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理 <新設>	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、電子計算機、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理 (2) <u>情報通信機器、電子機器および部品の製造</u> 、販売、賃貸、保守管理、修理

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(3)~(5) (条文省略)</p> <p>(6) 前記各号に係るコンサルティング業務</p> <p>(7)~(16) (条文省略)</p>	<p>(3) <u>コンピュータシステム、通信システム、センサー、映像機器・装置および関連機材の製作、販売、賃貸、導入設置、保守管理、修理</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>インターネット等の通信ネットワークを利用した情報提供サービス</u></p> <p>(6)~(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 前記各号に係る<u>研修教育ならびに</u>コンサルティング業務</p> <p>(10)~(19) (現行どおり)</p>
<p>第3条~第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条~第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条~第9条 (条文省略)</p>	<p>第6条~第9条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第10条~第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条~第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた</u>、取締役がこれを招集し、その議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた</u>、取締役がこれを招集し、その議長となる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および社長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役または<u>執行役員</u>の中から社長1名を選定する。</p>
<p>第22条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第29条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全1名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	よこしま たいぞう 横 島 泰 蔵 (1960年6月9日生)	1980年9月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1995年7月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役副社長 2003年4月 当社代表取締役社長 2017年1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任） 2022年6月 株式会社レンタライズ 代表取締役（現任） 2026年4月 当社代表取締役 会長執行役員（現任）	100,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>横島泰蔵氏は、2003年より代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者としたしました。なお、当期における取締役会への出席状況は、12回/12回（100%）であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	よこしま 横 島 連 (1987年6月6日生)	2014年 1 月 当社入社 2017年 6 月 株式会社レンタライズ 取締役 (現任) 2018年 1 月 当社経営企画部長 2018年 4 月 株式会社CTSラインテック 取締役 (現任) 2018年 7 月 当社ハウス備品事業統括部長 (現 SH営業推進部長) 2019年 4 月 当社執行役員 2020年 6 月 当社取締役 2022年 6 月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長 2022年 8 月 当社経営企画部門統括 2023年 9 月 当社経営戦略本部長 (現任) 2025年 6 月 当社上席執行役員 2026年 4 月 当社社長執行役員 (現任)	8,638株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>横島連氏は、これまで経営戦略部門の責任者として会社の経営基盤の強化に貢献してまいりました。また、2026年4月より社長執行役員として、当社が目指すべき経営方針を掲げリーダーシップを発揮しております。同氏の経験・実績・識見を経営に活かすことにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 横島連氏の所有する当社の普通株式数には、シーティーエス社員持株会における本人の持分が含まれております。

以 上

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス

以下のスキルマトリックスは、第2号議案が原案どおりご承認いただけた場合、並びに任期中の取締役について作成しております。

氏名	会社における 地位・担当	属性		特に期待する分野（経験・スキル等）				
		社外	独立	企業経営	営業・ マーケティング	事業関連知識	財務会計・金融	法務・リスク マネジメント
横島 泰蔵	取締役 会長執行役員			●	●	●		
横島 連	代表取締役 社長執行役員			●		●		●
佐々木 弘道	取締役 (監査等委員)	○	○	●				●
平野 精一	取締役 (監査等委員)	○	○	●	●	●		
竹村 淳一	取締役 (監査等委員)	○	○	●			●	
横山 隆	取締役 (監査等委員)	○	○				●	●
長谷川 千晶	取締役 (監査等委員)	○	○					●

※上記は、各取締役の主たる専門性・経験を記載しております。なお、各取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

※横島泰蔵及び横島連の会社における地位・担当については、本総会終結後に開催する取締役会において、決定するものとして記載しております。

[スキル項目の条件について]

企業経営	企業経営を経験した者で経営戦略の策定に必要な知見を有し、適切な助言ができる者
営業・マーケティング	営業・マーケティングに関する知見・経験を有する者
事業関連知識	建設業界に関する情報に精通し、適切な助言ができる者
財務会計・金融	財務会計の知見・経験を有する者、または金融機関での業務経験を有する者、もしくは公認会計士・税理士資格を有する者
法務・リスクマネジメント	法務・リスクの知見・経験を有する者、もしくは弁護士資格を有する者

第 36 期 事 業 報 告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の当社グループの主要顧客である建設業界を取り巻く環境に関しては、全体的に資材価格の高騰、人手不足等の影響を受けつつも、概ね堅調に推移しました。公共投資については、国土強靱化計画に基づく防災対策等の底堅い需要があるとともに、民間投資についても地域差はあるものの、全体としては底堅く推移しました。他方で、資材価格の高騰、人手不足に加え、働き方改革や職場環境改善の取り組み等もあり、工事件数は概ね横ばいで推移しました。今後においても、特に人手の確保が困難であることから、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況において、2024年3月期から2026年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を推進してまいりました。当社グループでは従来、建設業・建設現場を主要顧客として、主に建設現場を支援する商品・サービスの開発と提供に努め、ハードレンタルを主としたITインフラ環境の構築支援を積極的に展開してまいりました。対してこの中期経営計画期間においては、ハードレンタルを主としたビジネスから脱却し、建設現場の業務支援に特化してデータ・情報関連サービスを統合的に提供していくことで生産性の向上に貢献し、付加価値を創出するビジネスへと事業転換を図り、活動してまいりました。その中核がDDS事業において統合的なサービスとして提案を進めている「サイトアシストパッケージ（略称：SAP（サップ）」）です。「SAP」では、当社が建設現場向けに提供している各種ICTサービス（「クラウドストレージサービス」・「クラウド映像サービス」・「コミュニケーションサービス」・「通信・ネットワークサービス」・「多機能ディスプレイ」等）を統合し、建設現場の遠隔支援など効率的に行える情報共有インフラとして普及を推進しております。これにより建設業界における現場の見える化及びデータ・情報の利活用の推進を強力に支援し、建設業界の生産性の向上に貢献してまいります。

<中期経営方針>

「ハードを主体としたITインフラのレンタル企業」から、「データ・情報関連サービスを統合的に提供し（サイトアシストパッケージ）、建設現場の業務を支援する建設ICTの専門企業」へ変身する

■建設市場開拓

何を

- ① サイトアシストパッケージの普及（建設市場）

どこへ

- ② 全国の地場ゼネコン 約2,600社

※年間の最低元請施工現場数で10現場以上を見込める企業が対象

どのように

- ③ 営業部長による、顧客キーマンへの定期訪問による顧客基盤の構築推進（BtoB）
- ④ 支店営業による、現場キーマンへの水平展開による効率的な顧客開拓（BtoC）
- ⑤ マーケティング・インサイドセールス・カスタマーサクセス機能の強化

■新市場開発

どこへ

- ① 官公庁市場の開拓

何を

- ② クラウド映像サービス一式
（ネットワークカメラ、通信・ネットワーク、クラウド録画）

どのように

- ③ 簡易型河川監視カメラの入替・増設
- ④ 河川管理部署から道路・観光等への水平展開

<中期経営目標>

・売上高	128億円 (2023年3月期対比 +19%)
・営業利益	33億円 (2023年3月期対比 +24%)
・営業利益率	25%超
・ROE	20%超
・リピート率 (※)	90%超

※ リピート率は、直接的なユーザーである現場代理人を対象に、下記の計算式で算出しております。

リピート率 = 前期取引があり、かつ当期取引があった現場代理人 ÷ 前期取引があった現場代人数

当連結会計年度の業績につきましては、既存顧客及び中期経営方針に掲げたターゲットを中心に、DD S 事業の営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が堅調に推移し、売上高は12,747百万円（前期比7.8%増）となりました。利益面では、付加価値の高いDD S 事業のS A P を主としたレンタル・サブスクリプションサービスの売上高が順調に推移するとともに、S M S 事業における販売売上も順調に推移したことから、売上総利益は6,548百万円（前期比7.8%増）となりました。販売費及び一般管理費においては、給与体系の変更を含む処遇改善等により人件費が増加したことに加え、マーケティング活動を含む営業活動費用や各種ITツールの活用に伴うシステム管理費が増加したこと等もあり、3,179百万円（前期比6.0%増）となりましたが、売上総利益の増加が大きく、営業利益は3,369百万円（前期比9.5%増）となりました。また、営業外収益において、レンタル資産の保全（※1）を目的とした投資有価証券の受取配当金増加の他、戦略的な出資先であるファイルフォース株式会社の黒字化に伴う持分法投資利益の計上により、経常利益は3,734百万円（前期比18.1%増）となりました。特別利益においては、政策保有目的株式のMBOによる株式売却（※2）に伴い生じた投資有価証券売却益を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益においても前連結会計年度を上回る実績となりました。

また、リピート率につきましては、クラウドストレージサービス等のサブスクリプションサービスの提供拡大及び現場単位取引の法人契約化（B to B 取引化）等が進んだものの、既存顧客の工事受注動向の影響もあり、70.0%（前期比0.1pt減）となりました。

※1 「レンタル資産の保全」について

当社は、レンタルによる商品・サービスの提供が事業モデルの中核を担っており、それらにかかるハード・機器類のレンタル資産は、大半をリース契約により調達しております。これは現状、多種多量のレンタル資産運用にかかる維持管理コスト等を鑑みると、自前調達に比べて有利となっているためです。他方で税制、リース料率、取り扱い商材等の変化によっては、リースによる調達が利益を損ない、自前調達が大きく有利になる可能性が常に存在しております。こうしたリスクに対し、柔軟な対応が取れるよう手許流動性を確保することで備え、レンタル資産の保全を図っております。

また、こうした対応に関して、近年はインフレ環境への変化により資産価値が目減りするリスクが高まってきたことから、現在は流動性を維持しつつ資産価値を保全することを目的に純投資による投資有価証券の保有を行っております。

なお、当該投資有価証券の保有については、あくまで資産価値の保全を目的としており、積極的な売買による利益の獲得等は一切考えておりません。

※2 MBOによる株式売却

当社は株式会社トプコン（東証プライム：証券コード7732）の株式について、SMS事業の仕入取引に係る協力関係維持を目的に10,000株を保有してまいりましたが、全株式を売却いたしました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 35 期 (2024年 4月 1 日から 2025年 3月31日まで)		第 36 期 (2025年 4月 1 日から 2026年 3月31日まで)	
		売 上 高	構 成 比 率	売 上 高	構 成 比 率
D D S 事 業		百万円 6,896	% 58.3	百万円 7,510	% 58.9
S M S 事 業		3,506	29.7	3,870	30.4
そ の 他 (※)		1,419	12.0	1,367	10.7
合 計		11,821	100.0	12,747	100.0

※「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設現場向けユニットハウス等のレンタル及び販売、道路標示及び標識の工事等を含んでおります。

<DD S 事業（デジタルデータサービス事業：Digital Data Service）>

当事業につきましては、建設会社の本社及び建設現場に対し、「クラウドストレージサービス」・「クラウド映像サービス」・「コミュニケーションサービス」・「通信・ネットワークサービス」・「多機能ディスプレイ」等を統合した「SAP」を提案してまいりました。「SAP」では上記の各種サービスの連携により、個々の現場において必要な情報を「サイトアシスタッシュボード」ツールを通じて一元化し、本社・協力業者等の関係者と共有するなど柔軟な運用が可能となっており、遠隔の現場支援から現場業務の便利ツールとしても使える情報共有インフラとして普及に努めてまいりました。また、国土交通省においてもi-Construction2.0の推進、ICT施工ステージ2の実現に向けた取り組みが進められており、その浸透に伴って「SAP」の導入・活用の増加が期待されます。そこで、積極的な営業活動及び各種展示会等への参加に加え、当社全国32拠点における独自のセミナーを開催し、国土交通省が推進するi-Construction2.0の概要解説等とともに、より具体的な「SAP」のデモンストレーションを行う等、認知を促す活動に努めてまいりました。「SAP」の本格的な展開・浸透にはまだ時間を要する見込みですが、こうした取り組みを経て「SAP」が提供する利便性への理解・関心も徐々に高まってきており、BtoB取引化を通じて利用が拡大しております。その結果、収益面では主に統合的なサービス提案に基づく既存顧客からの受注が順調に推移し、当事業の売上高は7,510百万円（前期比8.9%増）となりました。利益面は、主に「SAP」の中核をなす「クラ

ウドストレージサービス」 「クラウド映像サービス」をはじめとしたレンタル・サブスクリプションサービスの売上高伸長により売上総利益が増加しました。また、上記のセミナー活動等を含む営業・マーケティング活動費用の増加に加え、処遇改善による人件費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は2,403百万円（前期比12.1%増）となりました。

<SMS事業（測量計測システム事業：Surveying Measurement System）>

当事業につきましては、中期経営計画に基づき、SMS事業における既存顧客に加えて、DDS事業における既存顧客及び同事業により取引開始に至った新規顧客をターゲットに、レンタルを中心とした測量計測システム等の提案を行ってまいりました。測量機器等については、メンテナンスなどの維持コスト、利用頻度、環境負荷等を踏まえると、レンタルの利便性が高いことから、レンタルによる利用の普及を進めてまいりました。また、販売にあたっては、活動エリア・商材を限定することで効率化を図りつつ、積極的な営業活動に努めてまいりました。その結果、レンタルについては堅調に推移するとともに、販売についても中小企業庁による中小企業省力化投資補助金の影響もあって受注が順調に推移したことから、当事業の売上高は3,870百万円（前期比10.4%増）となりました。利益面では、処遇改善等により人件費が増加したことから販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は751百万円（前期比14.5%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は1,367百万円（前期比3.7%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は214百万円（前期比22.6%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は981百万円であります。その主な内訳は、DDS事業のレンタル用資産である、建設現場向けデータ・情報関連機器への投資であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客である土木・建築業界に関しましては、引き続き災害復旧・防災等（国土強靱化）に関する取り組みに加え、老朽化したインフラへの対策がより進められるものと見込まれることから、公共投資を中心に底堅く推移するものと予想されます。他方で、資材価格・人件費の高騰などにより建設コストが継続的に上昇するものと見込まれ、工事発注への影響が懸念されます。また、人手不足と働き方関連法の適用による労働力不足の更なる進行、世界経済動向の不透明感から、事業環境については予断を許さない状況です。こうした背景から建設業各社においてはICTの活用による生産性向上の取り組みが進められております。国土交通省におけるi Construction2.0・ICT施工ステージ2等の取り組みもさらに強化されると見られ、業界全体におけるDX化が加速するものと想定されます。こうした状況を踏まえ、当社グループにおきましては、新たに2027年3月期から2029年3月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定いたしました。2024年3月期から2026年3月期における前中期経営計画期間を振り返ると、残念ながら目標達成に至らず、事業内容においてもSAPを中核に据えた事業体への「変身」を遂げることはできませんでした。しかし、SAPが大きな社会動向の時流に適合しているとともに、他にないサービスとして確実に顧客評価を得られたことから、その方向性に確信を得ることができました。実際、BtoC的な現場単位の取引がベースの業界にあってBtoB取引拡大が進み、自社においても収益性が向上したことは重要な成果だと考えております。そこで、新たな中期経営計画においても大筋としては前中期経営計画の方針を踏襲し、SAPによりデータ・情報関連サービスを提供する建設ICTの専門企業への変身を通じて、業界内に唯一のポジション構築を目指してまいります。

また、新たな中期経営方針において、事業活動方針とともに、財務活動方針を定めました。事業拡大に向け、安定的な事業運営と機動的な投資を実行すべく、経営基盤の一層の強化と必要な内部留保の充実を図ってまいります。そして中長期的な企業価値向上と、継続的な還元の実施を目指してまいります。

<中期経営方針>

『ハードを主体としたITインフラのレンタル企業』から、『データ・情報関連サービスを統合的に提供し（SAP）、建設現場の業務を支援する建設ICTの専門企業』へ変身する

【事業活動方針】

■ 建設市場開拓

□ 何を

- ① S A Pの普及（建設市場）
- ② F F CへのA I実装（S A P + A I）

□ どこへ

- ③ 全国の地場ゼネコン 約2,600社
※年間の最低元請施工現場数で10現場以上を見込める企業が対象
- ④ 全国の広域ゼネコン 約100社

□ どのように

- ⑤ 営業部長による、顧客キーマンへの定期訪問による顧客基盤の構築推進（B to B）
- ⑥ 支店営業による、現場キーマンへの水平展開による効率的な顧客開拓（B to C）
- ⑦ マーケティング・インサイドセールス・カスタマーサクセス機能の強化

■ 新市場開発

□ どこへ

- ① 官公庁市場の開拓

□ 何を

- ② クラウド映像サービス一式
（ネットワークカメラ、通信・ネットワーク、クラウド録画）

□ どのように

- ③ 簡易型河川監視カメラの入替・増設
- ④ 河川管理部署から道路・観光等への水平展開

【財務活動方針】

1. 安定した事業運営と機動的な投資を支える強固な財務基盤の確保
2. S A P（コンテンツ）の進化を加速させる戦略的投資の推進
3. 持続的な利益成長に応じた「累進配当」の継続

<中期経営目標>

・売上高	160億円 (2026年3月期対比 +25%)
・D D S 事業 売上高	106億円 (2026年3月期対比 +41%)
・内、S A P 売上高	55億円 (2026年3月期対比 +96%)
・営業利益	44億円 (2026年3月期対比 +30%)
・営業利益率	25%超
・R O E	20%超

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第33期	第34期	第35期	第36期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		10,797	11,090	11,821	12,747
経 常 利 益(百万円)		2,722	2,785	3,162	3,734
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		1,758	1,858	2,190	2,686
1株当たり 当期純利益金額(円)		41.51	43.86	52.46	65.06
総 資 産(百万円)		14,741	16,710	17,080	20,607
純 資 産(百万円)		10,582	12,230	12,872	15,706

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第33期	第34期	第35期	第36期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		10,445	10,689	11,436	12,429
経 常 利 益(百万円)		2,855	2,815	3,094	3,486
当 期 純 利 益(百万円)		1,704	1,968	2,179	2,482
1株当たり 当期純利益金額(円)		40.21	46.46	52.21	60.10
総 資 産(百万円)		14,553	16,547	16,954	20,320
純 資 産(百万円)		10,535	12,294	12,925	15,554

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社レンタライズ	50百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社CTSラインテック	50百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント名	事業内容
D D S 事業	<p>「サイトアシストパッケージ (略称：SAP (サップ))」の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遠隔地からの現場支援に必要な現場情報関連コンテンツを提供するプラットフォーム「サイトアシストダッシュボード」(以下SAダッシュボード)の提供 ●クラウドストレージサービス・クラウド映像サービス等、「SAダッシュボード」と連携し、プラットフォームを充実する現場情報関連コンテンツの提供 ●「SAダッシュボード」・コンテンツとともに現場支援室の設置・導入支援等
S M S 事業	<p>測量計測システム等の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●MDTS・GNSS等によるワンマン測量システムをレンタルで提供 ●地上型3Dレーザースキャナー等の3D計測機器及びICT施工システムの提供 ●業界最高水準の設備と経験豊富なメーカー認定検査員が点検・調整を行い品質と精度を提供
その他 (地域限定)	<ul style="list-style-type: none"> ●IT環境を含めた建設現場向けユニットハウス「スマートハウス」をレンタルで提供 ●道路の標識・白線設置などの専門工事

(7) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	長野県上田市古里115番地			
支店	札幌支店	旭川支店	帯広支店	盛岡支店
	仙台支店	山形支店	郡山支店	水戸支店
	宇都宮支店	前橋支店	埼玉支店	千葉支店
	東京支店	新潟支店	富山支店	金沢支店
	甲府支店	長野支店	松本支店	岐阜支店
	浜松支店	名古屋支店	津支店	京都支店
	大阪支店	神戸支店	広島支店	高松支店
	福岡支店	熊本支店	鹿児島支店	那覇支店

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前期末比増減
DDS事業	228 (35) 名	1名増 (2名減)
SMS事業		
その他	29 (9) 名	増減なし (増減なし)
全社 (共通)	29 (6) 名	7名増 (1名増)
合計	286 (50) 名	8名増 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 当社グループは、セグメント別の独立した経営組織体を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しております。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257 (41) 名	8名増 (1名減)	43.8歳	11.2年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 41,265,079株 (自己株式734,921株を除く。)
 (3) 株主数 15,978名 (前期末比 7,899名増)
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社 横島	16,700,000 ^株	40.5 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	3,773,300	9.1
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	1,369,800	3.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	1,048,334	2.5
光通信KK投資事業有限責任組合	1,026,900	2.5
株式会社 八十二長野銀行	835,200	2.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	750,000	1.8
猪股和典	666,000	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	654,445	1.6
シーティーエス社員持株会	554,300	1.3

- (注) 1. 自己株式 734,921株は上記から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	横 島 泰 蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 々 木 弘 道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	平 野 精 一	ヒロセホールディングス株式会社 特別顧問
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 村 淳 一	税理士法人UMパートナーズ 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	横 山 隆	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 谷 川 千 晶	はるな総合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役佐々木弘道、取締役平野精一、取締役竹村淳一、取締役横山隆及び取締役長谷川千晶は、社外取締役であります。
2. 当社は、2014年6月13日付けで取締役佐々木弘道を、2022年6月17日付けで取締役平野精一及び取締役竹村淳一を、2023年6月16日付けで取締役横山隆を、2025年6月20日付けで取締役長谷川千晶を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役竹村淳一は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 当社は、2025年6月20日開催の第35回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。なお、当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
秋山秀樹	2025年6月20日	任期満了	取締役 執行役員 営業本部長 (兼)SMS 営業推進部長
金井一智			取締役 執行役員 DDS 営業推進部長
横島連			取締役 執行役員 経営戦略本部長 株式会社レンタライズ 取締役 株式会社CTSラインテック 取締役
北原巻雄			取締役 執行役員 経営管理本部長 株式会社レンタライズ 取締役
岸本明彦			社外取締役
宮坂正晴			社外取締役 信州ハム株式会社 相談役
平野精一		社外取締役 ヒロセホールディングス株式会社 特別顧問	
宮崎剛		監査等委員会設置会社への移行に伴う退任	常勤監査役 株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
佐々木弘道			社外監査役 弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
竹村淳一			社外監査役 税理士法人UMパートナーズ 代表社員
横山隆	社外監査役		

6. 2025年6月20日付けで取締役を退任した秋山秀樹、金井一智、横島連及び北原巻雄は、同日付で執行役員として当社業務に従事しております。また、同日付で社外取締役を退任した平野精一は、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。
7. 2025年6月20日付けで社外監査役を退任した佐々木弘道、竹村淳一及び横山隆は、同日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、又は法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、当該①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。

ロ. 報酬の種類と構成割合

- ・業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。
- ・監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。
- ・報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。
- ・執行役員を兼務する取締役については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与（期間賞与）を支払います。

ハ. 報酬の支払時期・条件

- ・基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う。

二. 取締役の個人別報酬の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬については、「役員報酬の基本方針」及び「報酬の種類と構成割合」の内容に基づき、社外取締役が過半数を占める取締役会にて決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
		固定報酬	役員賞与	株式報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	52 (1)	52 (1)	—	—	8 (3)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	9 (9)	9 (9)	—	—	5 (5)
監 査 役 （うち、社外監査役）	3 (1)	3 (1)	—	—	4 (3)
合 計	64 (12)	64 (12)	—	—	17 (11)

- (注) 1. 当社は、2025年6月20日開催の第35回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。なお、上記には同株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち、社外取締役2名）及び監査役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2025年6月20日開催の第35回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、1名であります。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年6月20日開催の第35回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	兼 職 先 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	平 野 精 一	ヒロセホールディング ス株式会社	特 別 顧 問	当社と当社との間には特別の利害 関係はありません。
	佐々木 弘 道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代 表 社 員	当社と同弁護士法人との間には特 別の利害関係はありません。
	竹 村 淳 一	税理士法人 UMパートナーズ	代 表 社 員	当社と同税理士法人との間には特 別の利害関係はありません。
	長谷川 千 晶	はるな総合 法律事務所	代 表	当社と同事務所との間には特別の 利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

当社は、2025年6月20日開催の第35回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。なお、当事業年度において、当該移行前（監査役会設置会社）に取締役会を2回、監査役会を3回開催しております。また、当該移行後（監査等委員会設置会社）においては取締役会を10回、監査等委員会を10回開催しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	佐々木 弘 道	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と法務全般に関する専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会3回及び監査等委員就任後において開催した監査等委員会10回すべてに出席し、法務面を主体とした監査を実施し、業務執行状況の監視・検証を行いました。
	平 野 精 一	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、他業界の代表取締役社長、上場会社の営業部門の取締役等を歴任した経験から、主に事業戦略に関する助言・提言を行いました。また、監査等委員就任後において開催した監査等委員会10回すべてに出席し、経営執行面を主体とした監査を実施し、業務執行状況の監視・検証を行いました。
	竹 村 淳 一	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会3回及び監査等委員就任後において開催した監査等委員会10回すべてに出席し、財務面を主体とした監査を実施し、業務執行状況及び財務内容の監視・検証を行いました。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	横 山 隆	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、上場会社の取締役常勤監査等委員等を務めた経験を活かし、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当事業年度において開催した監査役会3回及び監査等委員就任後において開催した監査等委員会10回すべてに出席し、経営執行面を主体とした監査を実施し、業務執行状況の監視・検証を行いました。
	長 谷 川 千 晶	監査等委員就任後において開催した取締役会10回すべてに出席し、弁護士としてこれまで上場会社における企業法務に、数多く携わった経験から、経営上有用な意見・助言を行いました。また、監査等委員会10回すべてに出席し、法務面を主体とした監査を実施し、業務執行状況の監視・検証を行いました。

③ 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社外役員報酬等の総額	7名	12百万円

(注) 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への支給額が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査等委員会に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。
- ② 代表取締役は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行について、代表取締役の諮問機関である経営幹部会議等において審議を経た上で意思決定する。
- ③ 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。

- ④ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査等委員会監査等により、業務の適正を検証する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する使用人を置く場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

(8) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人、並びに連結子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査等委員会へ報告を行う。
- ② 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人、並びに連結子会社の取締役及び使用人に対していつでも報告を求めるものとする。

- ③ 当社及び連結子会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査等委員が、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求があった場合には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査等委員会の監査については、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を実施しております。

また、内部監査については、監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

この方針のもと、新たな中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）における財務活動方針に基づき、次期以降も「累進配当」を継続し、持続的な利益成長を源泉として配当水準を維持又は向上させてまいります。

当期の配当につきましては、中間配当として1株当たり14.00円を実施いたしました。期末配当金につきましては、取締役会の決定により、1株当たり15.00円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は1株当たり29.00円となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,823	流動負債	2,417
現金及び預金	4,171	買掛金	661
受取手形及び売掛金	1,696	電子記録債務	131
電子記録債権	154	リース債務	656
棚卸資産	609	未払法人税等	606
その他	193	その他	361
貸倒引当金	△2	固定負債	2,484
固定資産	13,784	リース債務	1,176
有形固定資産	3,816	繰延税金負債	1,181
レンタル資産	174	その他	125
建物及び構築物	560	負債合計	4,901
土地	1,022	(純資産の部)	
リース資産	1,807	株主資本	13,157
その他	250	資本金	3,000
無形固定資産	258	利益剰余金	10,812
投資その他の資産	9,709	自己株式	△654
投資有価証券	9,628	その他の包括利益累計額	2,548
その他	94	その他有価証券評価差額金	2,548
貸倒引当金	△12	純資産合計	15,706
資産合計	20,607	負債・純資産合計	20,607

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,747
売上原価		6,198
売上総利益		6,548
販売費及び一般管理費		3,179
営業利益		3,369
営業外収益		
受取配当金	227	
持分法適用による投資利益	180	
その他	10	418
営業外費用		
支払利息	51	
その他	1	52
経常利益		3,734
特別利益		
投資有価証券売却益	28	28
税金等調整前当期純利益		3,763
法人税、住民税及び事業税	1,079	
法人税等調整額	△3	1,076
当期純利益		2,686
親会社株主に帰属する当期純利益		2,686

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,521	流動負債	2,408
現金及び預金	3,923	買掛金	684
受取手形	38	電子記録債務	131
売掛金	1,620	リース債務	650
電子記録債権	154	未払金	67
棚卸資産	594	未払費用	107
前払費用	112	未払法人税等	594
その他の	79	前受金	15
貸倒引当金	△2	預り金	7
固定資産	13,799	その他の	149
有形固定資産	3,621	固定負債	2,358
レンタル資産	48	リース債務	1,162
建物	533	繰延税金負債	1,071
構築物	26	資産除去債務	9
機械及び装置	0	その他の	115
車両運搬具	9	負債合計	4,766
工具、器具及び備品	5	(純資産の部)	
土地	1,022	株主資本	13,005
リース資産	1,787	資本金	3,000
建設仮勘定	188	利益剰余金	10,660
無形固定資産	258	利益準備金	374
借地権	3	その他利益剰余金	10,286
ソフトウェア	68	固定資産圧縮積立金	175
その他の	187	別途積立金	108
投資その他の資産	9,918	繰越利益剰余金	10,003
投資有価証券	8,269	自己株式	△654
関係会社株式	1,569	評価・換算差額等	2,548
その他の	92	その他有価証券評価差額金	2,548
貸倒引当金	△12	純資産合計	15,554
資産合計	20,320	負債・純資産合計	20,320

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,429
売 上 原 価		6,185
売 上 総 利 益		6,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,987
営 業 利 益		3,256
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	273	
そ の 他	8	281
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
そ の 他	1	52
経 常 利 益		3,486
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28	28
税 引 前 当 期 純 利 益		3,515
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,039	
法 人 税 等 調 整 額	△6	1,033
当 期 純 利 益		2,482

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	澤	達	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	康	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	澤	達	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	康	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社シーティーエス 監査等委員会

監査等委員 横山 隆 ㊞

監査等委員 佐々木 弘道 ㊞

監査等委員 平野 精一 ㊞

監査等委員 竹村 淳一 ㊞

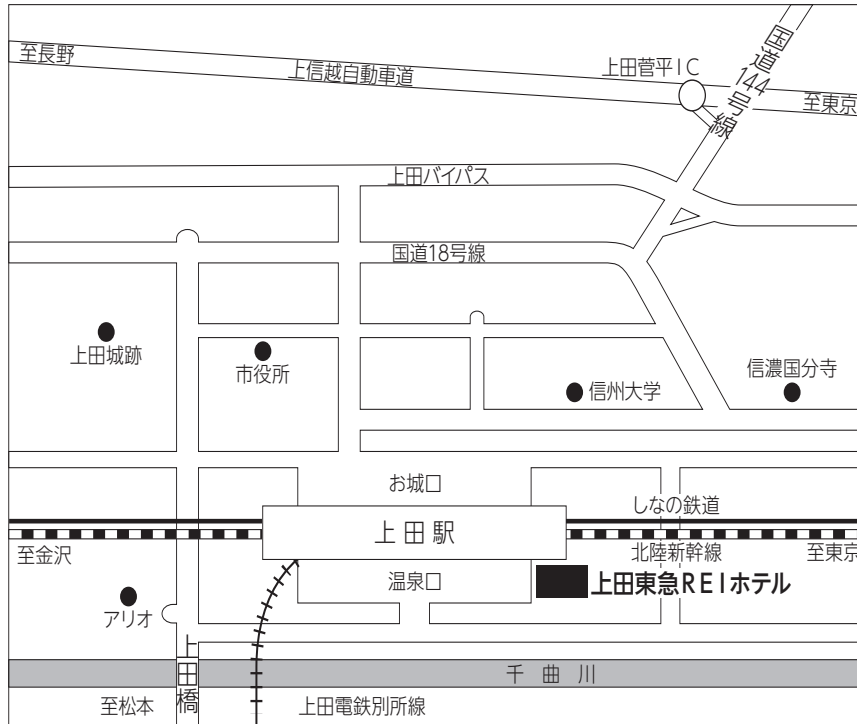
監査等委員 長谷川 千晶 ㊞

(注) 監査等委員 横山 隆、佐々木 弘道、平野 精一、竹村 淳一 及び 長谷川 千晶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109 (代)



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 総務部 TEL：0268-26-3700 (代)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

